

| | |
|---------------------------------|----------------|
| 資料提供(投げ込み) 平成31年4月1日(月) | |
| 場所 津市政記者室 | |
| 事務担当課 | |
| 所 属 | 職・氏 名 |
| 危機管理部 危機管理課 (電話059-229-3281) | 危機管理課長 別府 博 |

平成30年度に変更した津市国民保護計画の内容について

津市国民保護計画の内容を変更することが決定しましたので、下記のとおりその要旨を公表します。

記

1 概要

津市国民保護計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び国民の保護に関する基本指針や当該指針に基づく三重県国民保護計画に基づき、平成19年2月に策定したものであり、直近では平成29年2月に変更を行っています。今回、国民の保護に関する基本指針の変更（平成29年12月19日付け通知）に伴い、三重県国民保護計画に変更があったことから、その整合性の確保及び市の業務体制等について、所要の変更を行いました。

2 主な変更内容

(1) 国民の保護に関する基本指針の変更に伴うもの

ア 市における訓練の実施

地下への避難訓練や様々な情報伝達手段を用いた訓練等に努める旨を記載しました。

イ 避難施設の指定への協力

避難施設の構造、保有設備等の情報を提供するなど県に協力する旨を記載しました。

ウ 武力攻撃事態等において住民に期待する行動等に関する啓発

平素から全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努める旨を記載しました。

(2) 過去の国民保護に関する基本指針の変更等の反映の整合を図るもの

ア 要配慮者への配慮

津市地域防災計画において、要配慮者のうち、特に避難に支援を要する者を避難行動要支援者として、その情報の把握と必要な支援対策を講じることの必要性を位置付けていることから、津市国民保護計画においても内容を変更し、整合性を図りました。

イ 避難住民の誘導

大規模集客施設等において、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の管理者等と連携し、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策を取る旨を記載しました。

※なお、津市国民保護計画については、津市ホームページからご覧いただけます。